

## こうべユース賞要綱

令和2年11月1日 こども家庭局長決定

令和4年10月1日 改正

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の青少年の文化及びスポーツの振興並びに青少年の積極的な社会参加を促し、青少年の健全な育成に資するため、本市の青少年の文化、スポーツ及び社会活動の普及または進展に関し、特に業績顕著な者及び着実な努力が見られ、特に奨励に値する活動を行っている者に対して、こうべユース賞を授与し表彰するにあたり、必要な事項を定める。

### (表彰の部門)

第2条 表彰には、文化部門、スポーツ部門、社会部門を設ける。

### (表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者は、表彰日時点で次の各号のいずれかに該当する個人もしくは団体とする。

- (1) 個人 市内に在住または在学するおおむね18歳までの児童・生徒・学生
- (2) 団体 市内に在住または在学するおおむね18歳までの児童・生徒・学生で構成される団体

### (表彰の基準)

第4条 表彰は、次の各号のいずれかに該当し、その活動及び努力が本市青少年の範となり、今後いっそうの活躍が期待できるものに対して行う。

- (1) 文化部門においては、全国的規模の演奏会、展覧会及び大会等で第一位から第二位までの成績を収めたものまたは国際的規模の演奏会、展覧会及び大会等で第一位から第三位までの成績を収めたもの。
- (2) スポーツ部門においては全国的規模の大会等において第一位から第二位までの成績を収めたものまたは国際的規模の大会等において第一位から第三位までの成績を収めたもの。
- (3) 社会部門においてはおおむね5年以上継続してボランティア活動を行っているもの。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に顕彰に値すると認めるもの。

### (受賞の機会)

第5条 各部門の受賞の機会については、次のとおりとする。

- (1) 文化部門及びスポーツ部門
  - ア 個人 校種ごとに1回限りとする。
  - イ 団体 こども家庭局長が決定する。
- (2) 社会部門  
個人、団体ともに、2回目以降の受賞にあたっては、直前に受賞した年を基準としておおむね5年を経過した後に、表彰の対象とすることができる。
- 2 前項に定める受賞の機会の算定にあつては、神戸市青少年育成協議会こうべユース賞選考要領(令和2年3月31日廃止)による表彰を含むものとする。
- 3 前条第1項各号に定める成績により「神戸栄誉賞」、「神戸市スポーツ特別賞」、「神戸市スポーツ表彰」または「芸術文化特別賞」を受賞したものについては、表彰の対象としない。

### (受賞候補者の選定)

第6条 受賞候補者を選定するため、こうべユース賞選考委員会(以下、「選考委員会」という。)を置く。

- 2 受賞候補者を推薦しようとする者は、推薦調書を別に指定する日までに選考委員会に提出するものとする。
- 3 選考委員会の組織及び運営並びに推薦調書に関しては、別に定める。

(受賞者の決定)

第7条 受賞者は、前条に定める推薦のあった受賞候補者のなかから、選考委員会の報告に基づき、市長が決定する。

(表彰の方法)

第8条 表彰は毎年度1回、市長より表彰状を授与して行う。

(細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。